

十指指紋の分類に関する訓令

制 定 昭和 44 年 9 月 4 日
警察庁訓令第 9 号
一部改正 平成 18 年 12 月 26 日
警察庁訓令第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、指掌紋取扱規則（平成 9 年国家公安委員会規則第 13 号）に定める被疑者及び変死者等の指紋（以下「十指指紋」という。）の分類について必要な事項を定めるものとする。

(隆線の定義および種類)

第 2 条 この訓令において、「隆線」とは、手指頭の掌側部における表皮の隆起により生じた線またはその印象をいう。

2 隆線の種類は、別表第 1（隆線の種類）のとおりとする。

(指紋の種類)

第 3 条 指紋の種類は、別表第 2（指紋の種類）のとおりとする。

(分類の用語)

第 4 条 十指指紋の分類の用語は、別表第 3（十指指紋の分類の用語）のとおりとする。

(分類の方法)

第 5 条 十指指紋の分類は、別表第 4（十指指紋の分類基準）に定める分類基準によるものとする。ただし、保管する指紋記録又は指紋資料の数が少ないときは、第 1 分類による分類の一部又は第 2 分類による分類の全部若しくは一部を省略することができる。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、昭和 45 年 1 月 1 日から施行する。

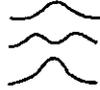
(旧訓令の廃止)

2 十指指紋分類準則（昭和 30 年警察庁訓令第 5 号。以下「旧訓令」という。）は、廃止する。

(経過規定)

3 この訓令の施行の際、旧訓令に基づき分類された十指指紋の分類については、なお従前の例によることができる。

別表第1 隆線の種類

種 類	説 明	図 解
1 弓 状 線	弓状、波状または突起状をなす隆線をいう。	
2 てい状線またはてい線	馬てい形をなす隆線のうち、他の隆線がその隆線の仮想半円（別表第3の仮想半円をいう。以下同じ。）の弧に交差しないものまたはその外側に接していないものをいう。	
3 中核てい線	てい状線のうち、最も内部にあるものをいう。この場合において、最も内部に2個のてい状線が並存するときは、仮想頂点（別表第3の仮想頂点をいう。以下同じ。）から遠いものをいう。	
4 点	幅とおおむね同一の長さの隆線をいう。	
5 短 線	中核てい線の仮想半円内にある短い隆線をいう。	
6 棒 状 線	中核てい線の仮想半円内に達した棒状の隆線をいう。	
7 分 岐 線	中核てい線の仮想半円内に達した隆線が分岐して2個以上の隆線となったものをいう。	
8 接 合 線	中核てい線の仮想半円内に達した2個以上の隆線が接合して1個の隆線となったものまたは三角州（別表第3の三角州をいう。以下同じ。）の外方の一角をなす2個の隆線が接合して1個の隆線となったものをいう。	

9 並行線	<p>三角州の外方の一角をなす2個の隆線が 仮想頂点の付近から並行するものをいう。</p>	
10 介在線	<p>並行線の間介在する仮想頂点の付近に ある隆線をいう。</p>	

別表第2 指紋の種類

種 類	説 明	図 解
1. 弓 状 紋	弓状線で形成される指紋をいう。	
2. てい 状 紋	てい状線を含み、その流れの方向の反対側に三角州を有する指紋をいう。	
(1) 甲種てい 状紋	てい状紋のうち、てい状線が ^小 指側に流れるものをいう。	左手 右手 
(2) 乙種てい 状紋	てい状紋のうち、てい状線が小指側に流れるものをいう。	左手 右手 
3. 渦 状 紋	環状、うず巻状、二重てい形状等の隆線の左右に三角州を有する指紋をいう。	
4. 変 体 紋	弓状紋、てい状紋および渦状紋のいずれの種類にも属さない指紋をいう。	
5. 損 傷 紋	指紋の永久的な損傷により、別表第4の第2分類のうち、1から9までの指紋番号を付すことができない指紋をいう。	
6. 不 完 全 紋	一時的な創傷、摩滅等により、別表第4の第2分類のうち、1から9までの指紋番号を付すことができない指紋をいう。	
7. 欠 如 紋	指頭の大部分が欠如し、1から6までのいずれの種類にも属さないものをいう。	

別表第3 十指指紋の分類の用語

用語	説明	図解
1 三角州	<p>てい状線その他の弧線をなす隆線およびその外方に隣接して互いに接合しまたは並行する2個の隆線が形成する三角形類似のものをいう。</p>	
2 仮想半円	<p>隆線がおおむね半円の弧をなす場合における仮想の半円をいう。</p>	
3 仮想半円線	<p>仮想半円の弧の両端を結ぶ直線をいう。</p>	
4 仮想頂点	<p>三角州を形成する隆線に内接して描かれる仮想の三角形の頂点のうち、てい状線その他の弧線をなす隆線から最も遠いものをいう。</p>	
5 内端	<p>(1) 中核てい線の仮想半円内に隆線がない場合は、その仮想半円線の両端のうち、仮想頂点から遠いものをいう。</p> <p>(2) 中核てい線の仮想半円内に短線、棒状線、分岐線もしくは接合線の先端（以下「先端」という。）、点または馬てい形の隆線が交差する点（以下「交差する点」という。）がある場合において、次の各号に該当するときは、当該各号に定めるものをいう。</p> <p>ア 先端、点または交差する点（以下「先端等」という。）が1個のとき。 その先端等</p> <p>イ 先端等が2個以上のとき。</p> <p>ウ 点または短線的一端が他の先端等より仮想半円線から遠くにあるとき</p>	

は、仮想半円線から最も遠くにある点または短線の一端

- (1) (1)以外のときは、先端等から仮想半円線におろした垂線（棒状線については、その隆線）が仮想半円線と交わる点（以下「交わる点」という。）を求め、交わる点が奇数のときは中央のものに係る先端等、偶数のときは中央の2個のうち仮想頂点から遠いものに係る先端等。この場合において、交わる点が重なり合い、該当する先端等が2個以上あるときは、仮想半円線から最も遠いもの（仮想半円線からの距離が等しいときは、仮想頂点から最も遠いもの）とする。

6 外 端

- (1) 内端に最も近い三角州の外方の一角をなす2個の隆線が接合線を形成する場合は、接合を開始する点をいう。

- (2) 内端に最も近い三角州の外方の一角をなす2個の隆線が並行線を形成する場合において次の各号に該当するときは、当該各号に定めるものをいう。

ア 介在線がないときまたは介在線の数が偶数のとき。

その仮想頂点から内端に引いた直線が隆線と最初に交わる点

イ 介在線の数が奇数のとき。

その仮想頂点から並行線におろした垂線が介在線と交わる点のうち中央の



	もの	
7 標準角	<p>渦状紋の三角州（同一の方向に2個以上の三角州があるときは、中心部から最も遠いもの）の3つの角のうち、弧線の外方にある2個の隆線で形成する角をいう。</p>	
8 標準点	<p>標準角が接合線で形成されるときは、接合を開始する点をいい、標準角が並行線で形成されるときは、仮想頂点をいう。</p>	
9 追跡線	<p>左方の標準角の下部の一边をなす隆線を、その標準角が接合線で形成されるときは標準点から、その標準角が並行線で形成されるときは並行を開始する点から右方にとどってできる一連の線をいう。この場合において、追跡線が分岐したときは、最も外方の隆線をたどるものとし、追跡線が中断または消滅したときは、その外方の隆線をたどるものとする。</p>	
10 追跡線の終点	<p>追跡線が右方の標準点に至ったときはその標準点をいい、追跡線が右方の標準点の内方に至ったときはその標準角を2等分する直線と追跡線が交わる点をいい、追跡線が右方の標準点の外方に至ったときは、その標準角を2等分する直線に対し標準点上におろした垂線と追跡線が交わる点をいう。この場合において、交わる点が得られないときは、追跡線がはじまる点とする。</p>	

別表第4 十指指紋の分類基準

1 第1分類 (指紋の種類を同じくする指の種類の色合せによる分類)

(1) 第1次分類

十指指紋を指紋の種類により次の表に定める種別に分類し、該当する表示記号をもつて表示する。この場合において、該当する種別が2以上あるときは、先順位の種別に分類するものとする。

順 位	十 指 指 紋 の 種 別	表示記号
1	欠如紋があるもの	N
2	損傷紋があるもの	S
3	不完全紋があるもの	D
4	変体紋があるもの	C
5	渦状紋があるもの	W
6	甲種てい状紋があるもの	R
7	弓状紋があるもの	A
8	乙種てい状紋があるもの	U

(2) 第2次分類

第1次分類を行なった十指指紋について、その分類の基準となつた指紋(以下「分類基準指紋」という。)に該当する指の種類の色合せにより分類し、次に定める表示記号または表示番号をもつて第1次分類の表示記号の次に分数の形(左手については分子、右手については分母)で表示する。

ア 分類基準指紋が示指にあるとき。

第1次分類の表示記号

イ 分類基準指紋が示指以外の指にあるとき。

次の表の指の種類別の表示番号。この場合において、該当する指が2指以上あるときは、それらの指の表示番号の合計値をもつて表示番号に替えるものとする。

指 の 種 類	表 示 番 号
中 指	8
環 指	4
小 指	2
拇 指	1

ウ 分類基準指紋に該当する指がないとき。

「0」

2 第2分類 (指紋の種類および隆線の数による分類)

次の表に定めるところにより、十指指紋を1指ごとに分類し、その指紋番号を分数の形 (左手については分子、右手については分母とする。) で左から示指、中指、環指、小指、拇指の順に表示する。

指紋の種類	隆線の数等	指紋番号
弓状紋		1
甲種てい状紋		2
乙種てい状紋	内端と外端との間の隆線の数が7個以下のもの	3
	内端と外端との間の隆線の数が8個から11個までのもの	4
	内端と外端との間の隆線の数が12個から14個までのもの	5
	内端と外端との間の隆線の数が15個以上のもの	6
渦状紋	追跡線が右方の標準点の内方に至つた場合において、終点と標準点との間の隆線の数 (右方の標準点が仮想頂点であるときは、標準点に最も近い隆線は算入しないものとする。以下同じ。) が4個以上のもの	7
	追跡線が右方の標準点の内方もしくは外方に至つた場合においてその終点と標準点との間の隆線の数が3個以下のものまたは追跡線が右方の標準点に至つたもの	8
	追跡線が右方の標準点の外方に至つた場合において、その終点と標準点との間の隆線の数が4個以上のもの	9
変体紋		9
損傷紋		0
不完全紋		?
欠如紋		0